

(別添1)

# 大長見ダム貯水池（紅葉湖）湖面利用届

平成 年 月 日  
( 利 用 日 )

島根県浜田土木建築事務所長 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

紅葉湖の湖面利用について、下記のとおり申し込みます。

なお、利用にあたっては、「大長見ダム貯水池（紅葉湖）湖面利用に関する注意事項」を遵守します。

利 用 責 任 者	住 所				
	氏 名				
	連絡先 (TEL)	携帯番号	お勤め先		
利 用 人 数 ※1	人	利用予定時間 ※2	:	~	:
利 用 目 的					

※1 利用人数には利用責任者（代表者）を含みます。

※2 利用可能な時間は日の出から日没までです。

【大長見ダム管理所警備員確認欄】					
貸出鍵番号	鍵貸出時刻 (利用開始)	貸出時確認者	鍵返却時刻 (利用終了)	返却時確認者	備 考
No.	:		:		

## 大長見ダム（紅葉湖）湖面利用に関する注意事項

浜田県土整備事務所 大長見ダム管理所

1. 「紅葉湖」を利用する範囲は、別図1のとおりとする。
2. 利用者は利用当日、湖面の状況等を大長見ダム管理所において聴取し、職員（警備員）の指示に従うこと。
3. 日没後の利用は行わないこと。
4. ボートの使用にあたっては、救命胴衣の着用等法令で定められた義務は利用者の責任において遵守すること。
5. 湖面の利用に使用する船舶は、手漕ぎ、足踏みによるものとする。ただし、救命艇についてはこの限りではない。
6. 利用者は、常に危険防止のために必要な措置をし、安全な利用に努めること。
7. ゴミなどは持ち帰り、湖面及び周辺環境の美化に努めること。
8. 利用者は「紅葉湖」の施設などに損傷や損害を与えたときは、速やかに報告し一切の責任を負い、その費用を負担すること。
9. 湖面利用及び管理道路利用により発生した利用者の事故については、管理者は一切の責任を負わない。
10. この注意事項は利用者全員に周知徹底し、誠実に履行すること。